

別添 4

令和 6 年度補正予算により実施する事業

第 1 事業の内容

- 1 令和 6 年度補正予算により実施する場合にあっては、通常枠のほか、中山間地域の農業所得向上へのインフラ整備等を加速するための中山間地域優先枠及び輸出の安定的な拡大に資する生産余力を創出するための輸出拡大優先枠を設けるものとする。
- 2 事業のメニュー、取組内容及び要件は別表 1 のとおりとし、中山間地域優先枠及び輸出拡大優先枠に該当する取組については、予算の範囲内で優先的に事業を実施することができるものとする。
- 3 都道府県知事は、中心的な経営体等が行う別紙 1 の第 1 の 1 の施設等の整備及び同 2 の家畜導入の取組に対し、これに要する経費の一部の補助を行うことができるものとする。
この場合における別紙 1 の技術的読替えは別表 2 のとおりとし、別紙 1 の第 8 の 1 の（7）から（12）まで及び第 11 の 2 の規定は、適用しない。

第 2 中山間地域優先枠における特例

- 1 第 1 の 1 の中山間地域優先枠の対象となる施設整備等は、次に掲げる中山間地域等において行われるものとする。
 - ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
 - イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
 - ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
 - エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - オ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - カ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄
 - キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島
 - ク 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島
 - ケ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に基づき指定され

た特別豪雪地帯

- コ 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
 - サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く)
 - シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第965号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域
- 2 中山間地域優先枠の取組に係る、事業実施計画は、市町村を經由して都道府県知事に提出するものとする。
- 3 別紙1の第1の1の施設等の整備に当たっては、同第7の13の特認事業費を補助対象の上限とすることができるものとする。
- 4 別表1の中山間地域優先枠の取組内容欄の(1)のうち、要件欄のキに取り組む場合であって、中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営で飼養されていた家畜を継承し、購入するときは、その購入に要する経費の一部を補助するものとし、別紙1の別表1のうち、「2 家畜の導入」に係る補助対象基準及び補助率を準用する。この場合においては、同表の2の補助対象基準欄の3のアは適用しないものとする。

別表 1（第 1 の 2 関係）

事業メニュー	取組内容	要件
通常枠	別紙 1 の第 1 に準ずるものとする。	別紙 1 の第 4 及び第 5 に準ずるものとする。
中山間地域優先枠	別紙 1 の第 1 の 1 の施設等の整備が中山間地域等において進めるべき取組に必要な施設の整備であって、以下の（１）又は（２）のいずれかの取組に該当するものとする。	別紙 1 の第 4 及び第 5 に準ずるほか、次の要件を満たすものとする。
	（１）個別経営が行う施設整備	総事業費が 2 億円以下のものであって、以下のアからキまでのいずれかの取組を行うこと。 ア 中山間地域等において、放牧に継続的に取り組むこと。 イ 中山間地域等に存する傾斜地や耕作放棄地を活用した飼料生産を行うもの、又はこれらの土地で生産された飼料を継続的に利用すること。 ウ 中山間地域等の耕種農家への堆肥の供給、中山間地域等の耕種農家から飼料用米、稲わら等の受入等、耕畜連携の取組を行うこと。 エ 自らが生産する畜産物の高付加価値化に取り組むこと。 オ ほ育・育成、繁殖、飼料生産等の作業の外部化を行うこと。 カ 後継者が確保されており、当該後継者が 5 年以内に経営継承等することが確実と見込まれること。 キ 中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑（放牧地を含む）のいずれかを継承すること（賃貸借による利用を含む）。
	（２）共同利用する拠点の施設整備	総事業費が 2 億円以下のものであって、以下のいずれかに該当するもの。 ア ほ育・育成を専門的に行う外部支援組織（キャトルステーション、育成牧場等）、分娩管理を専門的に行う外部支援組織（キャトルブリーディングステーション、繁殖センター等）等の施設整備の取組であって、当該施設の利用者の過半が当該施設を整備する中山間地域等に存すること。 イ 飼料生産を専門的に行う外部支援組織（TMR センター、コントラクター等）

		が行う自給飼料関連施設の整備であって、当該施設で取り扱う飼料の過半が当該施設を整備する中山間地域等で生産されること。
輸出拡大優先枠	別紙１の第１に準ずるものとする。	別紙１の第４及び第５に準ずるほか、次の（１）から（３）までの全ての要件を満たすものとする。 （１）畜産クラスター協議会の構成員が生産する畜産物（当該畜産物の加工品等を含む。以下同じ。）の輸出に取り組む事業者が、畜産クラスター協議会の構成員として参画している、又は畜産物輸出コンソーシアム（畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱（令和３年12月24日付け３畜産第1183号農林水産事務次官依命通知）の第４の３に定める、畜産物の生産者等、輸出事業者、食肉処理施設等を必須の構成員とした組織をいう。以下同じ。）が行う取組と畜産クラスター協議会が連携していること （注）「輸出に取り組む事業者」とは、畜産物（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳及びその加工品）に係る輸出実績を有する、又は、その体制、事業内容から継続的に輸出が行われると見込まれる企業、農業者が組織する団体、生産者等であって、事業実施から５年間は、畜産クラスター協議会の畜産物の生産に対して、輸出事業者の観点から助言を行うことができる者をいう。 （２）畜産物の安定的な輸出を確保するための生産余力を創出するため、輸出計画又は畜産物輸出コンソーシアムが有する畜産物の輸出に係る計画を踏まえた生産拡大計画を有すること （注１）「輸出計画」とは、輸出に取り組む事業者が策定する輸出の相手国、数量等、輸出に向けた将来の目標が記載された任意の計画であって、畜産クラスター協議会と共有されている計画をいう。 （注２）「生産拡大計画」とは、輸出計画又は畜産物輸出コンソーシアムが有する畜産物の輸出

		に係る計画を踏まえて、畜産物の安定的な輸出の確保に資するための「生産数量の拡大」、「輸出条件にあった生産方法の確保」について記載された計画をいう。なお、畜産クラスター計画の行動計画への記載をもって代えることができるものとする。 (3) 生産する畜産物の輸出に当たって、日本畜産物輸出促進協議会が推奨する畜種別統一ロゴマーク等を活用する計画を有すること (注) 輸出計画又は畜産クラスター計画に、日本畜産物輸出促進協議会が推奨する畜種別統一ロゴマーク等を活用する計画が記載されていること。
--	--	--

別表 2（第 1 の 3 関係）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 8 の 1 の（ 5 ）	農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）及び基金管理団体に	農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）に
第 8 の 1 の（ 13 ）	基金管理団体に	国に
第 8 の 1 の（ 14 ）	（ 1 ） から（ 8 ） まで	（ 1 ） から（ 6 ） まで
第 8 の 1 の（ 14 ）	キ 事業の完了年度の変更	キ 事業の完了年度の変更 なお、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 43 条第 1 項による歳出予算繰越の承認があった場合は、キに係る承認を受けたものと見なす。
第 9 の 1	畜産局長及び基金管理団体に	畜産局長に
第 10	第 8 の 1 の（ 10 ） の基金管理団体への	要綱第 22 に基づく地方農政局長等への
第 12 の 1 の（ 2 ）	基金管理団体に	国に